

第 1 8 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 7月24日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

警告、ここは、ごみの集積場所ではありません。この場所にごみを捨てる
と不法投棄とみなされ、罰金 1,000万円以下かつ懲役 5年以下の刑罰が適用
されることがあります。不法投棄を目撃された方は、車両ナンバー等の通報
にご協力下さい。学区保健委員会、環境事業所。と記載した看板（以下「本
件警告看板」という。）を環境局作業課長及び各区の環境事業所長が、各土
木事務所へ貸与若しくは売却したことを証明出来る過去 3年分の文書。貸与
若しくは売却した看板の枚数を記載した文書も含む。

2 同年 8月 7日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件警告看板は土木事務所が管理している敷地内に設置されており、北土木事務所、中土木事務所及び西土木事務所は本件警告看板を所持している。本件警告看板には環境事業所との記載があることから、環境局作業課が購入していることは確実である。

(2) 環境局作業課は本件警告看板を公金にて購入した担当部署として管理責任を負うので、他部署へ貸与又は譲渡する場合には環境局作業課長若しくは各区の環境事業所所長が、本件警告看板を貸与若しくは譲渡したことを証明できる文書を作成していなければならない。

(3) また、実施機関においては、正確な決算報告書を作成するためにも、毎年度末に本件警告看板の在庫数の調査を行っているはずであり、土木事務所へ貸与若しくは譲渡した看板の数量を記載した文書が存在するはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件警告看板は、不法投棄防止を目的として実施機関において作成及び管理しているものであり、各土木事務所から本件警告看板の提供を求められた場合には譲渡している。
- 2 本件警告看板は安価かつ大量に調達するものであり、消耗品として管理しているため、譲渡に際して文書を作成する必要はない。
- 3 本件警告看板の現在高については、毎年度調査をしているが、物品調達のために不足する枚数を調査するものであり、各土木事務所を含む譲渡先への譲渡枚数を把握する必要はない。
- 4 したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は作成しておらず存在しない。

第 5 審査会の判断

- 1 争点
本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。
- 2 本件異議申立ての対象となる行政文書について
 - (1) 当審査会の調査によると、本件警告看板は、不法投棄を防止するため実施機関において作成及び管理しているものであり、不法投棄は公園や道路等に行われることが多いことから、実施機関は地域の住民や各土木事務所の求めに応じて本件警告看板を譲渡している。

(2) しかし、実施機関は、本件警告看板を安価かつ大量であることから消耗品として捉えて管理しており、備品等とは異なり譲渡した相手及び数量について管理簿等により把握することはしていない。

(3) また、実施機関は、毎年度、本件警告看板を含めた作業用物品を調達するにあたり、各環境事業所における本件警告看板の現在高及び必要数について調査をし、その結果を取りまとめているが、譲渡により払い出された数量については、調達に必要な情報ではないものとして調査していなかった。

(4) したがって、実施機関において、本件警告看板の作成及び管理をするうえで、各土木事務所への譲渡枚数を把握することの業務上の必要性を感じておらず、また実際に本件異議申立ての対象となる行政文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理とまでは言えない。

(5) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月28日	諮問書の受理
11月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月19日	実施機関の弁明意見書を受理
平成27年 2月 2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
3月 3日	異議申立人の反論意見書を受理
平成28年 7月15日 (第188回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月21日 (第191回審査会)	調査審議
12月16日	調査審議

(第193回審査会)	
平成29年 2月 2日 (第195回審査会)	調査審議
2月17日	答申